

# 「地方分権にふさわしい地方税財政改革」 をめざして

第6回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」ヒアリング

2013年4月11日



日本労働組合総連合会(連合)

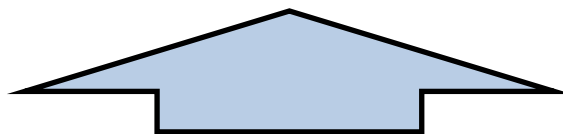
## ～目次～

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革
3. 法人所得課税の改革

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現

○「働くことを軸とする安心社会」は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会。

- ①みんなが働き・つながり・支え合う、②ディーセント・ワークの実現、③雇用機会の創出、④希望につながり・切れ目のない安心

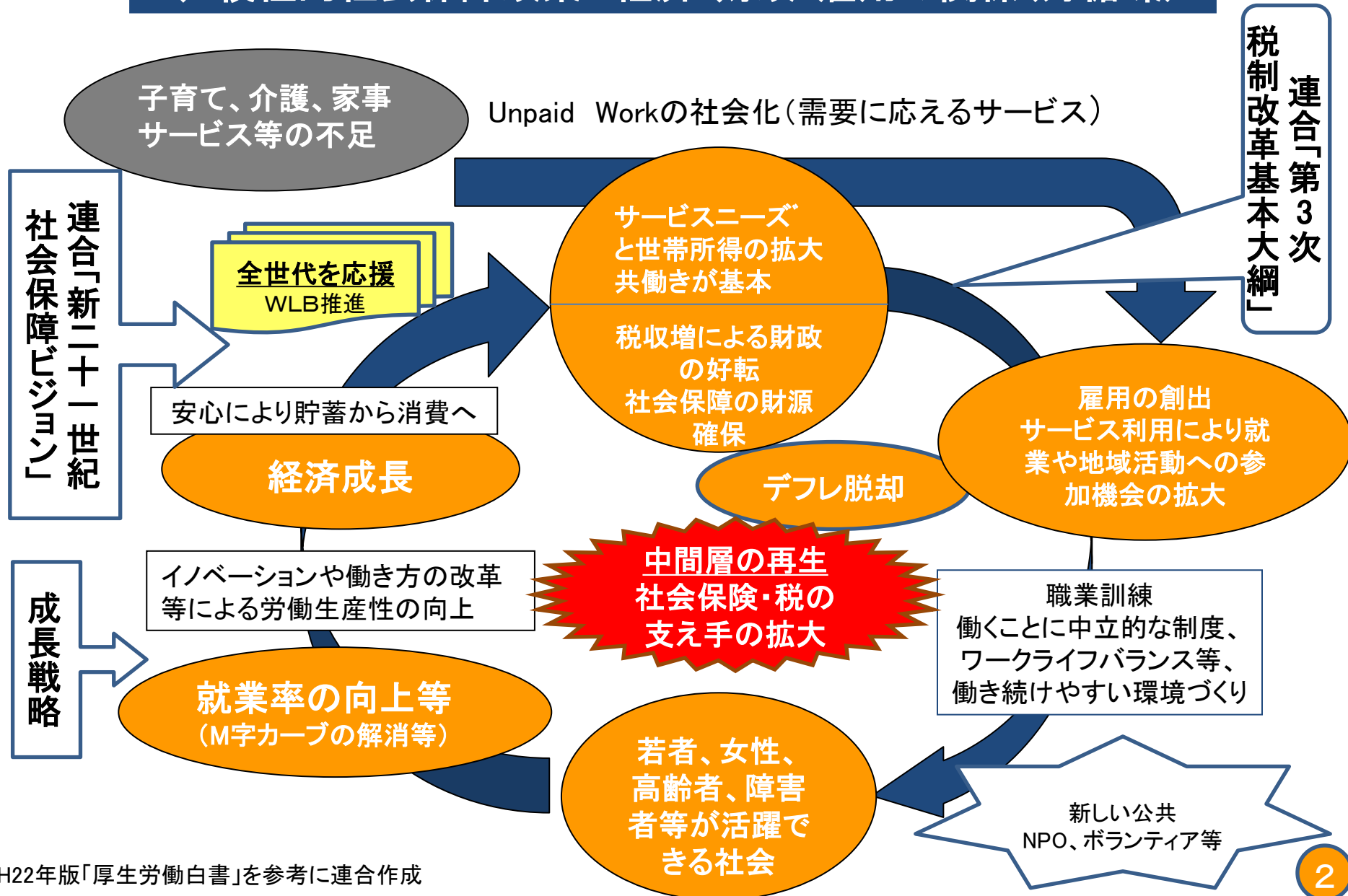


### 安心社会を支える社会保障と税制の一体改革

- 積極的雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的社会保障政策に転換する
- 税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現し、積極的社会保障政策と成長戦略等に集中投入

# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

## ◇ 積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係(好循環)



## ◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

### いまの問題点

税財政を通じた  
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない  
硬直的な財政

### 第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

### 改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

## ◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

### 1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバーの導入 など

### 2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化  
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

### 3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

### 4. 消費税の社会保障安定財源化

・制度的欠陥の是正(インボイス方式導入、簡易課税制度、免税点の廃止等)  
・消費税の社会保障財源化。消費税の引き上げは、将来に向けた社会保障制度の維持・強化のために全額充当  
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付「消費税税額控除」)

### 5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが少なく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)  
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

### 6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・原則、全ての法人に法人事業税の外形標準課税を適用 ・租税特別措置の見直し  
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

### 7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

## 2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

### <1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。



### <2> 具体的な提言

#### ① 地方税制改革

- 地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実をはかる。公共サービスに対する応益性の観点を重視するとともに、地域間の偏在性が相対的に小さく、税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。
- 国庫補助負担金を見直し、地方財源とすることも検討する。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、将来的には、50対50の税源配分をめざす。

#### ② 地方交付税の改革

- 地方税改革により、地域間財政力格差はある程度縮小すると思われるが、引き続き、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するための財源保障が不可欠である。両機能を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。
- 消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てる。
- 消費税(国税)のうち、地方交付税財源に充当されている部分(1.2%程度)を地方消費税に移譲し、消費税(国税)と地方消費税の配分を明確化する。

#### ③ 国庫補助負担金の改革

- 公共事業等に係わるひも付き補助金について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、仕組み等必要な見直しを行う。なお、社会保障や義務教育に係る国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としない。

### 3. 法人所得課税の改革

#### <1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することなどの改革が必要である。

#### 現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

#### 法人所得課税の改革

#### 改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

#### <2> 具体的な提言

##### ① 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する

- 企業の税・社会保険料負担は、GDPの8.4%程度である(資料2)。社会保険料負担を中心にGDP比1割程度に段階的に引き上げる。
- 多くの企業が公共サービスの恩恵を受けて経済活動を行っており、それに見合った負担をする必要がある。特に、法人事業税は、こうした法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、原則すべての企業に外形標準課税を適用(1社平均数万円程度の増税を想定)すべきである。なお、中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、中小企業の雇用安定控除の比率を引き上げる。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限する。控除期間を15年程度に延長する。

##### ② 中小企業やディーセントワークを支援する改革を行う

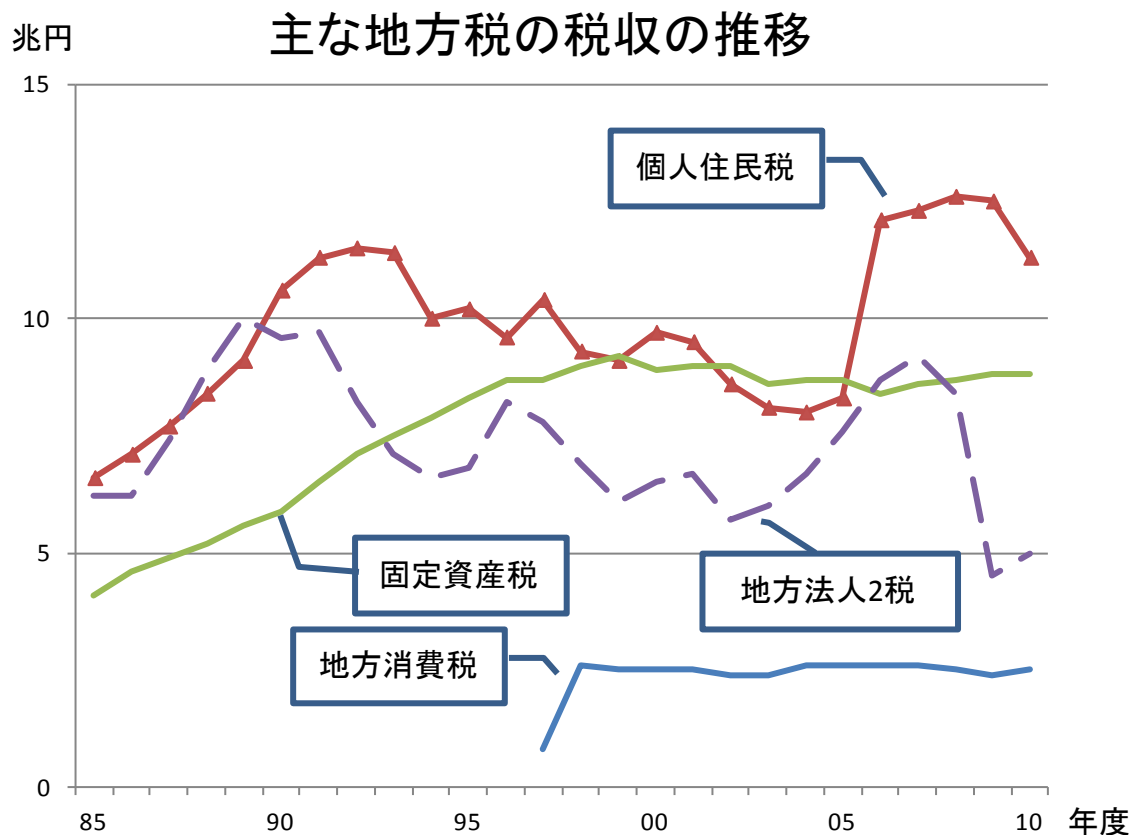
- 中小企業の範囲(現行法では資本金1億円以下)について、中小企業基本法の定義を考慮し拡大する。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制について政策効果を検証し、より効果的な見直しとなるよう必要に応じて見直す。また、大企業の一人あたり教育訓練費(年間)は、2,259円であるのに対し、100~299人規模企業では991円、30~99人規模企業では668円となっている。中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。

##### ③ 安定的な地方税体系の実現に向けた法人所得課税の改革を行う

- 法人税額に連動して課税されている法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。
- 地方法人特別税は廃止し、2008年度以前の法人事業税に戻す。
- 法人課税について、法人所得に対する課税としての法人税、地域社会の会費分担としての法人住民税、地域公共サービスに対する応益負担としての法人事業税を基本に再編成する(資料3)。



<以下、資料編>



出所:総務省資料(各年度の税収額)より作成

## 国と地方の社会保障関係費 (2010年度)

社会保障の維持・強化には、  
国と地方ともに税財源が必要

年金、  
医療、介護  
子育て等  
16.8兆円

地方の負担分

年金、  
医療、介護  
子育て等  
27.6兆円

国の負担分

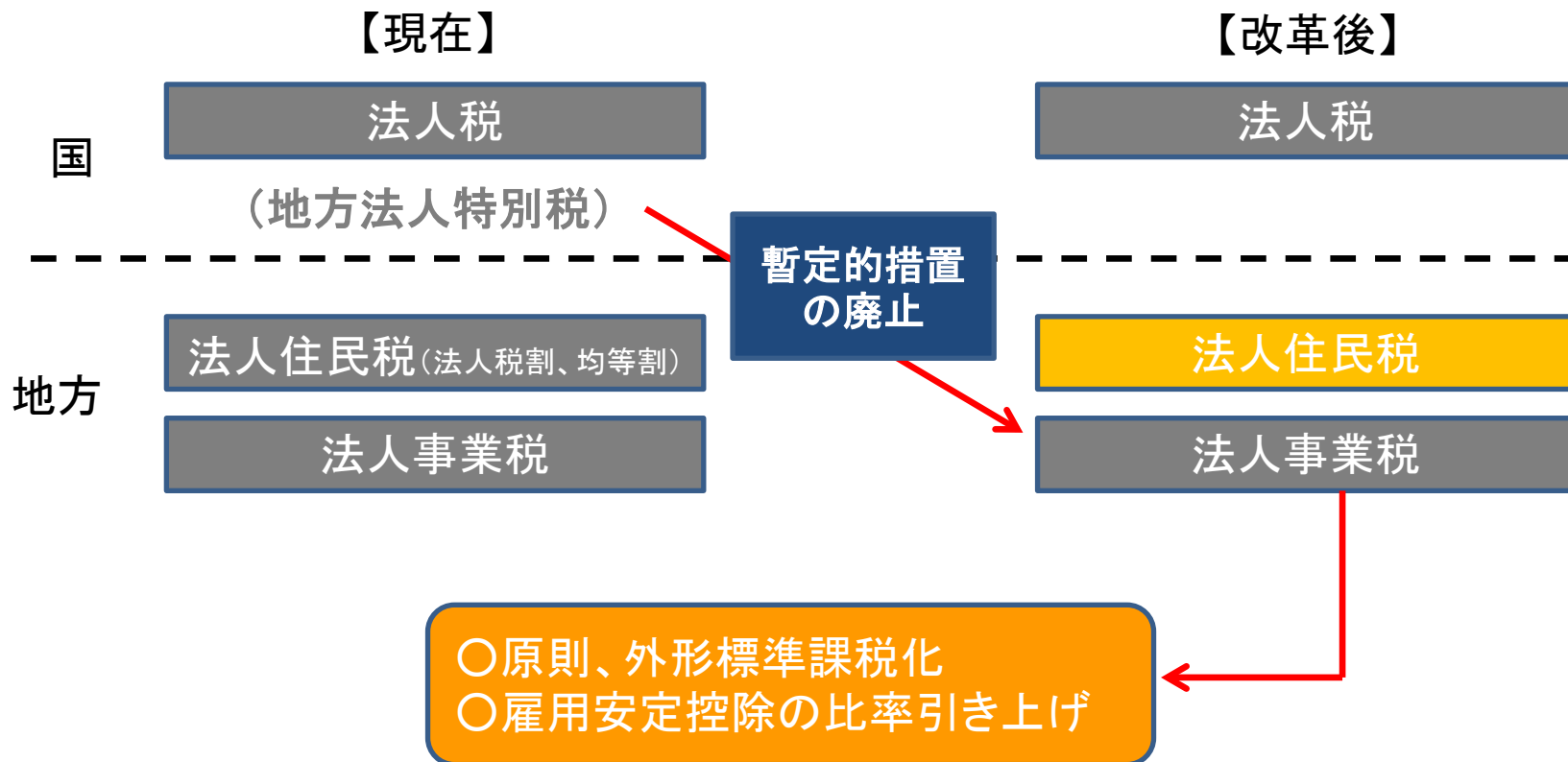
## GDP比でみた税・社会保険料負担の国際比較

(5年平均: 2003~2007年)

	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
個人所得課税	9.7%	10.3%	8.5%	7.6%	15.4%	5.0%
法人課税	2.9%	3.2%	1.8%	2.7%	3.3%	4.2%
消費課税	4.8%	11.0%	10.4%	11.1%	13.0%	5.2%
資産課税	3.1%	4.3%	0.9%	6.1%	4.0%	2.7%
社会保険料(労)	3.0%	2.7%	6.1%	4.1%	2.7%	4.4%
社会保険料(使)	3.4%	3.6%	6.7%	11.0%	10.1%	4.6%
社会保険料(自営)	0.4%	0.2%	1.1%	1.2%	0.2%	1.1%
計(国民負担率)	27.6%	37.1%	39.0%	45.6%	49.0%	27.7%

すべての雇用者への社会保険適用を中心に企業の負担増をはかる

出所: 政府税調・専門家委員会資料より、連合経済政策局で作成



## 負担と給付の将来推計

○連合は、「新21世紀社会保障ビジョン」で、2025年の社会保障給付費について、総額165兆円（年金64兆円、医療57.5兆円、うち介護24兆円、子ども・子育て支援10兆円、その他の福祉が6兆円）と推計した。これを賄う社会保障の負担総額は163兆円で、社会保険料負担が83.7兆円、公費負担（国、地方負担）が79.5兆円程度と見込まれる。

	2006年：厚生労働省推計 ※注1		現在の社会保障給付費 ※注2	社会保障国民会議の推計	連合「新社会保障ビジョン」 ※注3
	2006年度	2025年度	2008年度	2025年度	2025年度
		Bケース（低目の成長）	現行の実績	B3シナリオ	成長率「慎重シナリオ」
<b>A：社会保障給付費（兆円）</b>	<b>89.8</b>	<b>136</b>	<b>94.1</b>	—	<b>165</b>
年金	47.4	62	49.5	—	64
うち基礎年金（最低保障年金）	19.4	28	19	28	24.2
医療	27.5	48	29.6	58.2	57.5
福祉等	14.9	27	12.6	—	40
うち介護	6.6	16	7	22	23.9
うち子ども・子育て			6		10
その他（雇用保険等）			2.4		3.1
<b>◆社会保障給付費の対GDP比（A/F）</b>	<b>17.6%</b>	<b>20.3%</b>	<b>19.0%</b>	—	<b>26.4%</b>
<b>B：社会保障に関わる負担（兆円）</b>	<b>82.8</b>	<b>137</b>	<b>90.2</b>		<b>163</b>
社会保険料負担（C）	54	86	57.5		83.7
公費負担（税負担：D）	28.8	51	32.7		79.5
<b>E：国民所得（NI：兆円）</b>	<b>375</b>	<b>492</b>	<b>351.5</b>	<b>547</b>	<b>457</b>
<b>◆社会保障負担総額の負担率（B/E）</b>	21.1%	27.8%	25.7%		35.7%
①社会保険料の負担率（C/E）	14.4%	17.5%	16.4%		18.3%
②租税負担率	24.2%	（30.4%）	24.3%		37.4%
国民負担率（①＋②）	38.6%	（47.8%）	40.7%		55.7%
<b>◆国民負担率の対GDP比</b>	<b>28.3%</b>	<b>（35.2%）</b>	<b>28.9%</b>		<b>40.9%</b>
<b>F：国内総生産（GDP：兆円）</b>	<b>511</b>	<b>669</b>	<b>494.1</b>	<b>745</b>	<b>623</b>

注1) 厚生労働省推計は2006年5月の推計。2025年度の保険料負担、公費負担の記載がないため、一定の前提で連合が推計した。

注2) 現行実績（2008年度）は、国立社会保障・人口問題研究所の「H20年社会保障給付費」調査による。

注3) 連合「新社会保障ビジョン」は、内閣府「経済財政の中長期試算」（2010年6月）の「慎重シナリオ」を前提に推計した。

○2010年度の日本のGDPに対する国民負担率は27.6%（租税負担率15.2%）で、欧米先進国の中では最も低い水準であるが、2025年度の国民負担率は41%程度となる見通しである。これは2007年のドイツ39.4%と同水準であり、一定の名目成長があれば、負担は十分に可能といえる。

